

# 第2次米子市総合計画 米子いきいきプラン2011

実績報告（2011-2015）

## 基本計画編



平成28年11月

米子市 企画部 企画課



# 第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011） 実績報告（2011-2015） 基本計画編

本市では、中・長期的な市政運営の指針として、平成23年度に「第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011）」を策定し、市の将来像である「生活充実都市・米子」のさらなる発展をめざして、市政各分野にわたって各種施策を展開してきました。

この度、第2次米子市総合計画が平成27年度で終了したことに伴い、まちづくりの基本方向に掲げた26項目の政策分野と、基本構想を推進するための市役所の取組み方針6項目について、主要事業等の実施状況、数値目標の達成状況の評価を行い、平成23年度から平成27年度（2011-2015）までの5年間の実績を取りまとめました。

## 【第2次米子市総合計画(米子いきいきプラン2011)体系表】

○まちづくりの目標		
目標	まちづくりの基本方向	頁
1『ひと』がいきいき	1 市民一人ひとりの健康づくり	2
	2 安心して子育てができる環境づくり	5
	3 明るい長寿社会の実現	8
	4 障がい者の自立の支援と社会参加の推進	12
	5 災害に強い地域づくり	14
	6 安全に暮らせる地域環境づくり	17
	7 みんなで支えあう安心の地域社会づくり	19
2『こころ』がいきいき	1 互いの人権を尊重しあう社会の実現	21
	2 男女がともに輝く社会の実現	23
	3 豊かな心を育む学校教育の推進	25
	4 青少年の健全育成	28
	5 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現	30
	6 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用	32
3『ふるさと』がいきいき	1 機能的で魅力あふれる都市環境づくり	35
	2 快適でうるおいのある住環境づくり	38
	3 環境共生・循環型の地域社会づくり	40
	4 豊かな自然環境の保全と活用	44
4『あした』がいきいき	1 地域を支える農業・漁業の振興	48
	2 活力を生み出す商工業の振興	51
	3 中心市街地の活性化	54
	4 時代をひらく新たな産業の育成	56
	5 観光拠点としての魅力の向上	58
	6 企業立地の促進と雇用環境の整備	62
	7 総合的な交通体系の整備	64
	8 国際交流の推進	67
	9 多様な交流と地域活力の創造	69

○基本構想を推進するための市役所の取組み方針		
目標	基本方向	頁
『市役所』がいきいき	1 市民とのパートナーシップの推進	71
	2 透明で開かれた市政の推進	72
	3 主体的かつ効率的な行財政の運営	74
	4 高度情報化の推進	77
	5 広域連携の推進	78
	6 国・県等関係機関との連携強化	80

# まちづくりの基本方向ごとの実績について

## まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

### まちづくりの 基本方向

## 1 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康調査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発等の充実を図ることにより、市民自らの健康管理の支援に努めます。

### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、各施策を実施し、概ね期待どおりの成果を上げることができ、基本方向に沿った一定の進展が見られた。</p> <p>健康づくり施策の充実においては、数値目標を達成し、健康づくり知識の普及・健康づくりのための地区内連携の充実、多様化する保健ニーズへの対応に取り組んだ。一人ひとりの健康に対する意識が大切であり、これからも啓発や働きかけを行うことが重要である。健康寿命を延伸するためにも、生活習慣の改善・意識啓発・早期発見・早期治療などの取組を継続、推進していく必要がある。</p> <p>母子保健施策の充実においては、数値目標も概ね達成し、妊婦および乳幼児の健診受診を進めてきたが、5歳児発達相談事業については、発達の気になる児の増加によって支援の充実が求められている。平成27年に「5歳児健診あり方検討会」より答申が出されており、答申を受けての対応が課題となっている。</p> <p>成人保健施策の推進については、大腸がん検診の受診率において、増加はしているが、目標達成には至らなかった。がんの早期発見・早期治療の推進、生活習慣病予防対策の推進を行い、啓発を行ってきており、今後も継続して受診者を増やすよう努めていく。</p> <p>感染症予防対策の推進については、概ね成果を上げてきたが、日本脳炎予防接種についての数値目標は達成することができなかった。計画期間中に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に基づくマニュアルを作り、訓練の実施に取り組む必要がある。</p>	

### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 健康づくり 施策の充実	<p>【取組状況】</p> <p>◆健康づくりの意識の普及… 広報よなご、チラシ等の配布による啓発のほか、健康フェスティバルを毎年開催し、健康づくりに関する情報提供を行った。</p> <p>◆健康づくりのための地区内連携の充実… 地区公民館において、地区保健推進員会、食生活改善推進員会と共同した生活習慣病予防食講習会、合同研修会を開催した。また、全地区において公民館単位の健康講座を開催した。</p> <p>◆多様化する保健ニーズへの対応… こころのケア対策については、相談窓口の広報、保健師による電話または来所相談を実施した。また、自死対策では、ゲートキーパー研修を開催したほか、自死遺族の会の支援を行った。</p> <p>禁煙サポート事業においては、妊娠届出時のアンケート実施、禁煙チラシの配布指導を行い、世界禁煙デーに鳥取県と共催したイベントを開催し、啓発および個別禁煙指導を実施した。</p> <p>【今後の方向性】 一人ひとりの健康に対する意識が大切であり、啓発や働きかけが重要である。健康寿命を延伸するためにも生活習慣の改善・意識啓発・早期発見・早期治療などの取組を継続、推進していく必要がある。</p>
2 母子保健施策の充実	<p>【取組状況】</p> <p>◆総合的保健施策の充実… 妊婦一般健康診査、6か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、ほぼ100%近い割合の受診率であった。5歳児発達相談事業については、発達相談、個別相談、巡回相談と発達の気になる児の継続支援を実施してきており、相談者のアンケート結果でも好評を得ている。乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問は、母子保健推進員の協力によりすべての乳児に実施したが、里帰り、長期入院等で児の把握ができなかったケースもあった。また、育児不安感のある保護者等への継続訪問にも努めた。子育て相談については、マタニティ&amp;ベビー相談、すくすく赤ちゃん相談を実施し、育児に関する正しい知識の普及と母親の悩みに寄り添った支援を行った。ブックススタート事業においては、6か月児健康診査の際に親子のふれあいのための絵本の読み聞かせを奨励し、絵本を贈呈した。</p> <p>◆感染症予防や事故防止施策の充実… 感染症予防、事故防止について乳児家庭全戸訪問の際に説明を行い、意識啓発を図った。「子育て安心ダイヤルよなご」、「子育て応急ダイヤルよなご」については利用者が少なかったため、利用者の意見を踏まえて対面方式による子育て相談等の事業を増やす方向とし、平成23年度をもって廃止した。</p> <p>【今後の方向性】 5歳児発達相談事業については、発達の気になる児の増加によって支援の充実が求められており、当市では平成27年7月に「5歳児健診あり方検討会」により答申が出された。これを受け、今後はさらに医師やスタッフ、財源等の確保、保護者や保育園、幼稚園の理解と協力が必要とされている。</p>

基本計画	
3 成人保健施策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>がんの早期発見、早期治療の推進</b>…          各種がん検診に関する啓発活動として、検診対象者への受診券の送付、健康ガイド等による広報を実施した。また、子宮頸がん・乳がん検診(平成21年度～)と大腸がん検診(平成23～27年度)の無料クーポン事業を実施した。がん検診を受けやすい仕組みづくりとして、集団検診および個別検診の未受診者に対して受診勧奨を行い、子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン対象者のうち、平成26・27年度の未受診者に再通知等を行った。</p> <p>◆<b>生活習慣病予防対策等の推進</b>…          国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施した。また、該当者に対して特定保健指導を実施し、未利用者に勧奨を行った。全地区で公民館での健康講座、健康相談や保健師等の家庭訪問などを実施し、栄養や運動等の生活習慣を改善するための生活習慣病予防食実習、いきいき健康ライフ教室なども開催した。口腔衛生に関する意識啓発として、公民館や健康フェスティバルでの健康教育やパネル展示、マタニティスクールでの集団指導を行った。</p> <p>【今後の方向性】          国のがん検診受診率の目標値である50%は目指すところであるが、目標達成は難しい状況であるため、今後も継続して受診者を増やす取組に努める。また、特定保健指導については、利用者の生活習慣の改善につながり成果が上がっているため、今後も未利用者への勧奨を行っていく。</p>
4 感染症予防対策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>各種予防接種等感染症予防対策の推進</b>…          肺がん検診を集団検診および人間ドックとあわせて実施するなど、各種予防接種、結核健康診断を推進した。</p> <p>◆<b>感染症に関する正しい知識の普及と情報提供</b>…          新型コロナウイルス等に関する対策として、米子市新型コロナウイルス等対策行動計画を策定した。</p> <p>【今後の方向性】          健診からの結核患者の発見は近年ほとんどないが、結核患者の発生は減少しているわけではない。健診とあわせて有症受診を啓発していく必要がある。また、米子市新型コロナウイルス等対策行動計画の策定を受け、今後は市民への啓発や具体的なマニュアルの作成が必要であり、訓練の実施にも取り組む必要がある。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があげられたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりに関する情報の収集と提供</li> <li>○健康フェスティバルの開催</li> <li>○地区保健推進委員会、食生活改善推進委員会等の地区組織の育成支援と連携の強化</li> <li>○公民館を単位とした健康教室の開催</li> <li>○こころのケア対策の推進</li> <li>○自殺予防対策の推進</li> <li>○禁煙サポート事業の推進</li> <li>○妊婦、乳児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の充実</li> <li>○乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の充実</li> <li>○子育て相談の充実</li> <li>○ブックスタート事業、食育や育児支援等の教室の充実</li> <li>○感染予防、事故防止についての保護者の意識啓発</li> <li>○各種がん検診に関する啓発活動の推進</li> <li>○がん検診を受けやすい仕組みづくり</li> <li>○未受診者に対する受診勧奨の推進</li> <li>○特定健康診査の実施</li> <li>○各種健康教室、健康相談、家庭訪問の実施</li> <li>○栄養や運動等の生活習慣改善施策の推進</li> <li>○口腔衛生に関する意識啓発の推進</li> <li>○各種予防接種の推進</li> <li>○結核健康診断の推進</li> <li>○感染症とその予防に関する広報等啓発活動の推進</li> <li>○新型コロナウイルス等に関する情報の速やかな収集と提供</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があげられなかったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5歳児発達相談事業の強化</li> <li>○特定保健指導等の実施と未受診者に対する受診勧奨の推進</li> </ul>
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子育て安心ダイヤルよなご」「子育て応援ダイヤルよなご」の実施</li> </ul>
計画期間内に新たに取組むことになった施策・事業等	

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
 C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

#### ④数値目標の進捗状況と総括

指 標 名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
病気予防や健康維持のために日頃から取組みをしている市民の割合[市民アンケートの結果]	68.1%	—	64.8%	—	—	—	75.0%	—
公民館を単位として実施する健康教室に参加した市民の数	3,429人	4,676人	4,981人	4,548人	4,942人	6,882人	4,050人	A
1歳6か月児健康診査の受診率	95.5%	97.6%	97.3%	96.1%	98.1%	97.1%	100%	C
大腸がん検診の受信率	28.5%	28.7%	28.9%	28.9%	28.9%	30.6%	50%	C
日本脳炎予防接種2期(対象年齢9歳～13歳の間に1回接種)の接種率	44.9%	71.2%	48.6%	48.0%	57.8%	65.7%	80%	C

#### 数値目標の総括

##### ●「病気予防や健康維持のために日頃から取組みをしている市民の割合」

特定保健指導や健康教室等を実施することで、市民の健康維持や健康増進、疾病予防の意識を育むことに努めた。市民アンケートの結果がないため達成度は掴めていないが、市民の健康に関する意識を向上させるためには、今後も取組を強化していく必要がある。

特定保健指導の利用者数の増加を図るため、内容や受診勧奨の工夫に取り組む。地区保健推進員および食生活改善推進員と連携を図り、地域での啓発を継続していく。

##### ●「公民館を単位として実施する健康教室に参加した市民の数」

目標を達成した。今後も公民館を中心に、地域に密着した健康づくりに取り組んでいく。

##### ●「1歳6か月児健康診査の受診率」

平成26年度より受診率が1ポイント低下したが、ほぼ目標値に到達している。

健診未受診者からのアンケート返送が無い場合や返送されたアンケートの回答内容によっては電話連絡、家庭訪問を行い、状況把握や受診勧奨を実施した。

今後も長期療養のため医療機関で受診している幼児を除き、全ての幼児の受診を目指し受診を勧めていく。

##### ●「大腸がん検診の受診率」

国のがん検診受診率の目標値50%は目指すところであるが、達成に至らなかった。

ふしめ年齢の方を対象に無料クーポン券を配布する「がん検診推進事業」は、国の補助事業の終了に伴い平成27年度で終了した。

今後も継続して啓発に努め、受診率の向上を図る。

##### ●「日本脳炎予防接種2期(対象年齢9歳～13歳の間に1回接種)の接種率」

目標値には達することができなかったが、5年前と比べると大幅に接種率が向上した。

対象児の保護者に接種勧奨を呼びかけるチラシを配布し、今後も接種率の向上を図る。

## まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

まちづくりの  
基本方向

### 2 安心して子育てができる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進む中、だれもが安心して子どもを産み育てられ、また、子どもたちが心豊かに、のびのびと成長していくことができる環境づくりを推進するため、出産、育児に関する相談支援体制の整備や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。

#### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>少子化、子育ての多様化が進む中、だれもが安心して子どもを産み育てられ、また、子どもたちが心豊かに、のびのびと成長していくことができる環境づくりを推進するための取り組みを実施してきた。</p> <p>子育て支援施策の推進については、私立認可保育所の新設により低年齢児の入所枠を拡大するための施設整備を行い、小規模保育事業所の新規事業開始に向けた施設改修に着手し、保育所の増築・改築による入所定員の拡大・認定こども園の整備による入所定員の拡大を図った。また、既存の保育所において保育士を確保するなどして定員を超えた受け入れを図ったが、待機児童の解消には至らなかった。また、延長保育、休日保育、一時預かり等の充実も行った。子育て支援センターの充実・ファミリーサポート運営事業の推進を図るとともに、保育リーダーを配置し、民営化の園や小規模保育事業所、新規参入の保育所などで保育支援を毎月実施した。</p> <p>今後も米子市子ども・子育て支援事業計画により、保育所・認定こども園・小規模保育事業所等において平成29年度までに年次的に供給量を増やし、潜在的なニーズを含めた低年齢児の保育需要に対応することで、待機児童を解消することとしている。</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、15歳までの子どもの医療費を助成し、子育て支援に寄与した。小児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として、全国の自治体で実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。しかし、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じているのが現状であり、国において、自治体間の格差を是正し、全国一律の支援策としての制度を創設することを全国市長会を通じて要望している。平成28年4月からは、対象年齢を18歳に引き上げ、さらなる支援の拡充を図っている。</p> <p>児童福祉施策の推進については、なかよし学級の開設時間の延長を目標通り実施できた。しかしなかよし学級の改築による受け入れ数の拡大や民間放課後児童クラブへの補助を実施したものの、待機児童の解消には至らなかった。米子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、なかよし学級の拡充に努めるとともに、民間の放課後児童クラブの受入枠拡大により平成31年度までに年次的に供給量を増やし、潜在的なニーズを含めた需要に対応することで、待機児童を解消することとしている。</p> <p>また、児童虐待防止については、要保護児童等への対応のため要保護児童対策地域協議会による機関連携、協力体制の強化を図り、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、研修会等を行ってきた。その結果機関連携、協力体制の強化については充実してきているが、相談内容の多様化、複雑化、件数の増加により、関係機関との連携・協力体制、相談・支援体制の更なる充実、強化を図っていく必要がある。</p> <p>母子父子福祉施策の充実については、平成26年度より専任の自立支援員の配置により、寄り添い型の相談体制を行うなどしており、相談件数は増加している。今後も母子寡婦福祉資金貸付事業などによる貸付やその他の支援により、自立に繋げていくこととしている。</p>	

#### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 子育て支援施策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆地域における子育て支援サービスの充実… 乳幼児およびその保護者が相互に交流を行う子育て支援センターを5カ所開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行った。ファミリーサポートセンターでは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行った。</p> <p>◆保育所における保育サービスの充実… 公立保育所の老朽化が進み施設整備が必要であるが、人口動態も変化しているために、保育所の統廃合も含め検討することとした。また、保育所が組織として家庭を支援する力と、個々の保育士が対応する力の向上を目的として、平成24～26年度は民営化した園を重点的に、平成27年度は小規模保育事業の4事業所および、新規参入の保育所2園で保育リーダーによる保育支援を毎月実施した。 家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる一時保育の利用者が増加した。</p> <p>◆保育所入所待機児童の解消… 平成23年度から平成27年度の間、増改築により240人入所定員を拡大したが、待機児童の解消に至らなかった。認定こども園の整備事業は行わなかったが、平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」に伴い4園が認定こども園へ移行し、入所定員の拡大は図れたものの待機児童解消には至らなかった。</p> <p>◆小児医療費助成制度の充実… 小児医療費助成については、平成23年度に対象者を小学校就学前から15歳の年度末まで拡充した。</p>

基本計画	
2 児童福祉施策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆児童虐待防止施策の充実… 要保護児童対策地域協議会による機関連携・協力体制については、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等を通じ、関係機関との連携、協力体制の強化を図った。その結果、個別ケース検討会の回数は年々増加し、様々な関係機関が出席し、多様な視点から対応事例の検討を行っている。また、支援体制についても強化が進み、年々相談件数が増加している。これらのことから、児童虐待防止に一定の成果があったと思われる。</p> <p>◆児童の健全育成事業の拡充… なかよし学級の開級時間については、平成24年度から1時間延長して午後6時までとし、さらに平成27年度からは午後6時30分まで延長した。 なかよし学級待機児童の解消のため、平成26年度、平成27年度に小学校増改築工事にあわせ整備したなかよし学級2施設において、受入数の増を図った。また、民間放課後児童クラブに運営費補助を引き続き実施することにより、民間放課後児童クラブ数は平成23年度の6クラブから平成27年度は17クラブに増加し、なかよし学級を含めた放課後児童クラブ登録児童数は平成23年度1,008人から平成27年度1,379人となり371人の増となった。 しかしながら、放課後児童クラブへの利用ニーズは高まっており、なかよし学級待機児童数は依然として解消していない状況である。</p> <p>【今後の方向性】 要保護児童、要支援児童、特定妊婦への対応については、件数の増加、問題の困難化が進み、従来の体制では対応が困難になってきている。今後、さらなる相談体制の強化、支援体制の充実を図っていく必要がある。 米子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、なかよし学級の拡充に努めるとともに、民間の放課後児童クラブ受入枠拡大により、平成31年度までに年次的に供給量を増やし、潜在的なニーズを含めた需要に対応することで待機児童を解消することとしている。また、現在待機児童は校区により偏在しており、その解消を図るため、受け入れ環境の整備・充実を図っていく。</p>
3 母子・父子福祉施策の充実	<p>【取組状況】</p> <p>◆ひとり親家庭の自立の促進に向けた施策の推進… 母子自立支援員による生活相談体制の強化は、平成26年度より専任の自立支援員の配置により、寄添い型の相談体制をとっており、相談件数は増加傾向にある。母子生活支援施設の提供については、施設の空き状況により必要な支援を行った。また、母子家庭等の自立を支援するため、母子家庭高等技能訓練促進費の給付を行った。</p> <p>◆ひとり親家庭の福祉施策の充実… 児童扶養手当の適正な支給とひとり親家庭への医療費助成を行った。母子寡婦福祉資金貸付事業では、妥当性のあるものについてはその申請を受け付けて貸付を実施、貸付が自立に繋がらない場合においては他の支援につなげた。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があがったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援センターの充実</li> <li>○ファミリーサポートセンター運営事業の推進</li> <li>○保育リーダーの配置</li> <li>○延長保育、休日保育、一時預かり等の充実</li> <li>○保育所の増築・改築による入所定員の拡大</li> <li>○小児に対する医療費助成及び対象年齢の拡大</li> <li>○小児ぜんそく等特定疾病の患者に対する医療費助成</li> <li>○要保護児童対策地域協議会による機関連携・協力体制の強化</li> <li>○要保護・要支援児童及びその家族への支援の充実</li> <li>○なかよし学級開設時間の延長</li> <li>○母子自立支援員による生活相談体制の強化</li> <li>○母子生活支援施設の提供</li> <li>○母子家庭高等技能訓練促進費の給付</li> <li>○児童扶養手当の支給</li> <li>○母子寡婦福祉資金貸付事業の推進</li> <li>○ひとり親家庭に対する医療費助成</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所の施設整備</li> <li>○認定こども園の整備による入所定員の拡大</li> <li>○なかよし学級待機児童の解消</li> </ul>
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	



④数値目標の進捗状況と総括 (達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

指 標 名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
保育所の入所待機児童数	32人	21人	56人	56人	63人	35人	0人	D
なかよし学級開設時間の延長学級数	5箇所	11箇所	23箇所	23箇所	23箇所	23箇所	23箇所	A
なかよし学級の待機児童数	100人	122人	85人	39人	59人	62人	0人	C

数値目標の総括

●「保育所の入所待機児童数」

私立認可保育所の新設により低年齢児の入所枠を60人拡大するための施設整備を行い、さらにそれぞれ定員15人と18人の小規模保育事業所の新規事業開始に向けた施設改修に着手した。

また、既存の保育所において保育士を確保するなどして定員を超えた受け入れを行っているが、平成27年10月1日の待機児童調査の結果、35人の待機児童が発生し、待機児童の解消には至らなかった。

●「なかよし学級開設時間の延長学級数」

平成24年度当初より23箇所すべてのなかよし学級で午後6時までの時間延長を実施できたことにより、平成24年度で目標値を達成した。

平成27年度から開設時間をさらに30分延長することとしたため、そのための調整および整備を行った。

今後の開級時間の延長については、利用者のニーズおよび経費等を考慮しながら検討していく。(平成26年度実施の利用者アンケートでは午後6時30分以降の利用希望者は18%)

●「なかよし学級の待機児童数」

「放課後児童クラブ」を新たに開設しようとする民間事業者に対しても運営費を助成することにより、市内において「放課後児童クラブ」を実施する施設数の増加を促し、現在市内で偏在するなかよし学級の待機児童の解消を図るための受け入れ環境の整備・充実を図っていく。

## まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

まちづくりの  
基本方向

### 3 明るい長寿社会の実現

高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、身近な地域で支え合い、助け合える体制の構築に取り組むとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」必要なサービスの提供を受けることができる体制の整備、介護予防施策や在宅福祉施策などの充実を図ることによって、社会参加や健康づくりの推進に努めます。

#### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、様々な取組を実施した。</p> <p>社会参加しやすい環境づくりの推進については、高齢者の社会参加は、介護予防および地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を果たすものと考え、老人クラブ活動の推進、シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進を図り、弓浜地域老人福祉センターの開所、介護支援ボランティア制度の開始などを行ってきた。老人クラブおよびシルバー人材センターの会員とも減少傾向にあるが、これはボランティアやNPOなど多彩な社会参加の場が整備されてきたことも要因の一つとされている。今後は地域包括ケアシステムの一部門を担うことになる市民の力を有効に活用するため地域ケア会議の場を活用し、地域のネットワークづくりに力を入れていく。</p> <p>介護予防施策の推進については、各種事業の利用者は増加し、地域づくり健康サポーターの人数も目標を達成した。介護予防の対象者の把握等については制度の変更等もあり、数値的には目標に達しなかったが、今後もニーズに合わせた適切なサービス提供を検討していく必要がある。</p> <p>さらに、今後高齢者の増加とともに介護予防にかかる経費も増加していくことが予想されるため、要介護状態に陥らないよう、生活習慣や運動習慣の改善など個人の意識改革が重要であり、地域での健康づくり活動を促進していく必要がある。</p> <p>在宅福祉施策の推進については、介護保険の在宅介護サービス利用率や地域包括支援センターの相談件数など目標値を達成することができ、地域密着型サービスの充実や地域包括支援センターの機能の充実を図ってきた。今後も進展していく超高齢化社会を支えていくためには、在宅サービスを充実させていく必要があるが、ニーズの多様化や高齢者のみの世帯の増加など多くの問題が発生している。これを解決するには様々な地域資源をネットワーク化し、活用していく必要があり、地域包括支援センターを核とした地域ケア会議により課題の発掘、解決方法の模索、地域資源の開発に力を入れ、地域包括ケアシステムの構築を図っていくこととしている。</p> <p>認知症高齢者対策の推進については、物忘れ検査を受けた人の数や認知症サポーターの登録者数などの数値目標は達成し、関係機関と連携して、理解と啓発に取り組んできた。今後も高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数も増加することが予測されており、認知症高齢者や介護する家族への総合的な支援を強化していく必要がある。</p> <p>認知症予防施策を継続的に実施するとともに、認知症の早期発見・早期対応に力を入れ、さらに認知症に対する正しい知識の普及啓発に努め、認知症になっても安心して暮らせる地域社会を構築する必要がある。</p>	

#### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 社会参加しやすい環境づくりの推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆社会参加のための環境づくりの推進</p> <p>◆高齢者の生きがいづくり事業の推進…</p> <p>老人クラブ活動の推進のため、単位クラブおよび連合会に対し活動費の助成を行ったが、参加者の減少、役員不足等により、クラブの存続が困難になっている地域もある。(会員数:平成23年度4,711人、平成27年度4,249人) また、シルバー人材センターに対しては運営費補助を行うとともに、市の事業等の委託を行った。その結果、会員数はほぼ横ばいであるが、契約実績は増加した。(会員数:平成23年度776人、平成27年度766人)</p> <p>平成28年1月に弓浜地域老人福祉センターを開所したほか、平成26年度から介護支援ボランティアの登録を開始し、登録者は平成27年度末現在64人となった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>高齢者の社会参加は、介護予防および地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を果たすものと考えている。</p> <p>老人クラブおよびシルバー人材センターの会員とも減少傾向にあるが、これはボランティアやNPOなど多様な社会参加の場が整備されてきたことも要因の一つと考えている。今後は、地域包括ケアシステムの一部門を担うことになる市民の力を有効に活用するため、地域ケア会議等の場を活用し、地域のネットワークづくりに力を入れていく。</p> <p>支え愛活動支援事業(永江支え愛の店)については、当初の予定期間が経過したため事業を廃止したが、今後も情報提供などの支援を行っていく。</p>

基本計画	
2 介護予防施策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>介護予防サービスの充実</b>…  介護予防健診による二次予防対象者の把握については、国の政策が変更となったことにより健診の対象者数も激減したため、平成26年度末をもって終了し、基本チェックリストのみによる把握に変更となった。地域包括支援センターが基本チェックリストを活用して予防対象者を把握し、予防事業につなげた。(平成27年度チェックリスト回収率:61% 分母:65歳到達者2,221人)  通所型運動機能向上事業においては、高齢者が施設に通いパワーリハビリ等を実施しており、利用者が順調に伸びた。(平成23年度403人、平成27年度619人)  生活支援型介護予防事業を平成27年6月から実施しており、平成27年度参加者延べ247人であった。</p> <p>◆<b>地域包括支援センター機能の充実</b>…  地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントは、二次予防対象者および要支援認定を受けた者を対象に実施していたが、ケアプランは要支援認定者に限っていたため、基本チェックリストによる該当者にも範囲を広げケアプランの作成を行った。</p> <p>◆<b>地域健康づくり事業の推進</b>…  ふらっと運動体験は、都合に合わせて予約なしで参加できる利点から、利用者が増加した。(平成25年度1会場延べ428人、平成26年度2会場延べ601人、平成27年度3会場延べ1580人)</p> <p>◆<b>介護予防と生活習慣病予防施策の連携</b>…  介護予防システム研究会は地域ケア会議に改組し、より幅広い課題について協議した。</p> <p>【今後の方向性】  今後、高齢者の増加とともに介護予防にかかる経費も増加していくことが予想される。要介護状態に陥らないようにするためには、生活習慣や運動習慣の改善など個人の意識改革が重要な位置を占めることから、地域での健康づくり活動を促進していく必要がある。</p>
3 在宅福祉施策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>在宅福祉サービスの充実</b>…  地域密着型サービス事業所についてはその充実に努めており、平成23年度末で44事業所であったものが、平成27年度末で47事業所となった。</p> <p>◆<b>地域包括支援センター機能の充実</b>…  地域包括支援センターの機能強化を図るため、平成27年度に職員の配置基準を見直し、平成28年4月から実施することとした。(職員1人/高齢者1,000人 ⇒ 職員1人/高齢者950人)  生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターと一緒に地域ケア会議に参加し、地域課題の把握、課題解決の方法などについて助言等を行った。</p> <p>◆<b>高齢者ライフサポート事業の充実</b>…  「よなご市ふれあいサポート事業」は、シルバー人材センターなどで同種の事業を実施しているため、平成25年度をもって廃止した。</p> <p>【今後の方向性】  今後も進展していく超高齢社会を支えていくためには、在宅サービスを充実させていく必要があるが、ニーズの多様化や高齢者のみの世帯の増加など、様々な問題が発生している。これを解決していくためには、様々な地域資源をネットワーク化し、活用していく必要があるため、地域包括支援センターを核とした地域ケア会議により、課題の発掘、解決方法の模索、地域資源の開発に力を入れ、地域包括ケアシステムの構築を図る。</p>
4 認知症高齢者対策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>生活支援の充実</b>…  地域密着型サービスの推進として、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については、順調に整備を進めている。(平成23年度:26ユニット、平成27年度:32ユニット)  また、成年後見制度利用支援事業では、認知症等により意思能力に衰えがみられるにもかかわらず、親族がいないため後見の申立てが出来ない者について、市長が後見開始の申し立てを行った。(平成23年～平成27年で17件)</p> <p>◆<b>介護家族の負担軽減</b></p> <p>◆<b>認知症予防・支援の充実</b>…  認知症高齢者に関わる人々がネットワークを形成する地域支援システムの構築として、認知症行方不明者捜索模擬訓練を平成23年度から毎年1～2地区で実施し、認知症への理解を深めるとともに地域のネットワーク形成の支援を行った。認知症地域支援推進員配置事業では、地域包括支援センターや医療機関等と連携し、認知症の人が地域で暮らせるよう家族支援も含めた活動を行った。(平成24年度～26年度1名、平成27年度から2名体制)  認知症の人や地域住民等の相談や憩いの場を提供するため、認知症地域支援推進員が企画に加わりながらボランティア等と協力して認知症カフェを運営している。(平成26年度3箇所、平成27年度4箇所)</p> <p>◆<b>認知症地域医療連携システムの構築</b></p> <p>【今後の方向性】  高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数も増加することが予測されている。このようななか、認知症高齢者や介護する家族への総合的な支援を強化していく必要がある。また、認知症予防施策を継続的に実施するとともに、今後ますます重要となる認知症の早期発見・早期対応に力を入れていく必要がある。さらに、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努め、認知症になっても安心して暮らせる地域社会を構築する必要がある。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があがったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会活動の普及啓発のための広報活動の推進</li> <li>○シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進</li> <li>○健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の推進</li> <li>○通所型、訪問型介護予防事業の実施</li> <li>○通所型運動機能向上事業の実施</li> <li>○介護予防ケアマネジメント(注)の実施</li> <li>○「よなGOGO体操」普及の推進</li> <li>○地域健康づくりサポーター養成事業の実施</li> <li>○「やって未来や塾」事業の実施</li> <li>○軽易な日常生活の援助等の生活支援サービスの提供</li> <li>○福祉用具の購入及びレンタル、在宅改修費への助成</li> <li>○家族介護用品購入費への助成</li> <li>○地域密着型サービスの充実</li> <li>○介護予防ケアマネジメントの実施</li> <li>○多様なネットワークを活用した総合的な相談支援及び権利擁護の実施</li> <li>○包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施</li> <li>○地域密着型サービスの推進</li> <li>○成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>○徘徊高齢者の居場所探知システムによる介護者支援</li> <li>○認知症の予防及び介護に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>○介護に関する悩み事相談、実習教室等の開催</li> <li>○認知症高齢者に関わる人々がネットワークを形成する地域支援システムの構築</li> <li>○物忘れ健康診査の実施</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブ活動の推進</li> </ul>
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防健診による二次予防対象者の把握</li> <li>○介護予防システム研究会の開催</li> <li>○よなご市ふれあいサポート事業の充実</li> </ul>
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弓浜地域老人福祉センター建設事業 大篠津地域に老人福祉センターを建設し、弓浜地域の高齢者の健康の増進等を図った。</li> <li>○支え愛活動支援事業 永江地区自治会が経営する永江支え愛の店を支援することにより、高齢者の社会参加を図った。</li> <li>○介護予防事業(介護支援ボランティア) 高齢者が介護保険施設等でボランティアに参加することにより社会参加しやすい環境づくりを図った。</li> <li>○ふらっと運動体験 平成25年度から開始した、運動習慣を身に付けるため対象者の都合のよい時に運動体験ができる教室。</li> <li>○生活支援型介護予防事業 平成27年度から開始した、運動機能向上と閉じこもり予防を目的とした買物と運動を併せて行う事業。</li> <li>○生活支援コーディネーター配置(包括的支援事業) 地域ケア会議の開催により、高齢者を支える仕組みづくりを検討・推進する。</li> <li>○認知症地域支援推進員配置事業(包括的支援事業) 認知症地域支援推進員による認知症の早期発見、相談支援事業。</li> <li>○認知症カフェ(包括的支援事業) 認知症の人やその家族への支援および地域での認知症理解を深めるためのカフェ運営。</li> </ul>
(注)…主に福祉分野(介護)で、福祉や医療などのサービスを必要とする人のニーズを明確にし、適切なサービスを受けられるように調整すること	

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

#### ④数値目標の進捗状況と総括

指 標 名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
介護予防のための生活機能評価をした人の割合	80.0%	78.0%	87.2%	70.8%	66.3%	61.5%	85.0%	D
介護予防・通所型運動機能向上事業の利用者数	360人	403人	476人	550人	620人	619人	460人	A
地域健康づくりサポーターの人数	150人	250人	248人	346人	337人	306人	300人	A
介護保険の居宅介護サービス利用率	78.6%	79.4%	80.5%	80.4%	82.2%	82.2%	80.0%	A
地域包括支援センター相談件数	33,000件	39,497件	41,943件	43,058件	40,087件	45,539件	45,500件	A
物忘れ検査を受けた人の数	700人	769人	1,316人	2,065人	2,927人	3,523人	2,200人	A
認知症サポーターの登録者数	2,000人	3,888人	6,957人	8,956人	10,669人	12,785人	7,000人	A

#### 数値目標の総括

##### ●「介護予防のための生活機能評価をした人の割合」

計画期間において調査対象者が変更となったため、指標としての活用は困難であったが、機能低下の早期発見はもとより、介護予防の必要性を元気づちから啓発し、健康寿命の延伸に結び付けてきた。

また、この生活機能評価(チェックリスト)は、平成28年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に該当するかどうかのチェック項目として使用されているため、自立に向けたサービスの必要性について判断することが可能となっていく。今後も、市民のニーズに合わせた適切なサービスを検討していく。

##### ●「介護予防・通所型運動機能向上事業の利用者数」

介護認定のない高齢者が、引き続き出来る限り自立した生活を送るために、元気づちから自身の健康づくりに努めるよう啓発していく。また、今後、高齢化が急速に進展していくなか、本事業の利用者も増加することが予想されるが、さらに自立を促進するメニューの提供を検討していく。

##### ●「地域健康づくりサポーターの人数」

目標値には達したが、新規に登録する者よりも、高齢化や家族介護等の理由により既存のサポーターが辞退するケースが多くなっている状況である。また、各種研修によりスキルアップは図られているが、地域によって人数に偏在がある。

地域での自主的な介護予防活動や仲間づくりが健康寿命の延伸に重要となるなか、引き続きサポーターの増員を目指していくために、地域包括支援センター、保健推進員および地域のサポーター部会が連携協力して地域への声かけに努め、サポーターの増員を図る。

##### ●「介護保険の居宅介護サービス利用率」

平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画および平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の期間中に、在宅型の地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護を含めた小規模多機能型居宅介護事業所の整備に努め、在宅サービスの充実を図ることにより、居宅サービスの割合が継続維持されることを目標とする。

##### ●「地域包括支援センター相談件数」

広報誌や市ホームページ等を使って継続的に役割をアナウンスしていくことで、地域包括支援センターの周知を行うこととする。

地域包括支援センターは地域包括ケアシステム構築の中心的な機関であることから、地域ケア会議や介護予防講座の実施、地域活動への積極的な働きかけや参加により、さらに身近な存在となっていくよう努める。

##### ●「物忘れ検査を受けた人の数」

誰もが住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症理解の啓発とともに、早期発見・早期受診等、早期の支援につながるよう、かかりつけ医や専門医など関係機関と連携して継続的に取り組んでいく。

##### ●「認知症サポーターの登録者数」

目標を上回る多くの方に認知症サポーターになっていただいた。”認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できる米子市”を目指して、今後も継続し、地域・学校・職場での「認知症サポーター養成講座」を実施していく。なお、市広報やホームページ等での啓発をはじめ、連携を視野に警察等公的機関やコンビニ等へも働きかけながら、講座を実施し認知症への理解を推進していく。

まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

まちづくりの  
基本方向

4 障がい者の自立の支援と社会参加の推進

障がいのある人が地域社会の一員として、自らの意思のもとに、ゆとりと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図り、だれもが安心して暮らせる社会の実現に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>障がいのある人が地域社会の一員として、自らの意思のもとに、ゆとりと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、身近な相談支援体制の整備や障がい福祉サービスの提供、コミュニケーション支援等の生活支援を行うとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行い、障がいのある人が暮らしやすく、社会参加しやすい環境づくりや地域で支える体制の整備を進めた。</p> <p>障がいのある人が生活しやすい環境づくりのため、「あいサポーター研修」などの障がいに対する理解を深めるための啓発活動や「ボランティア養成講座」の開催などのボランティア活動の推進、「地域活動支援センター」の運営事業や各大会等への助成などを通じた社会参加と地域交流の促進、情報・コミュニケーション支援等の充実、障がいのある人に対する医療費助成などを実施してきた。障がいのある人の経済的負担の軽減を図るための県との協調事業である特別医療費助成制度では、重度の障がいがある方への助成のほか、昭和57年から市単独で身体障害者手帳3級所持者および療育手帳B判定所持者の低所得者に対し、就労の困難性、健康保持、経済的負担の軽減を考慮し、医療費等の助成を行っている。また地域で支える体制の整備のため、身近な相談・支援体制の整備、「福祉の店」の設置や障害者優先調達推進法による優先調達を行うなどの就労促進に向けた支援の充実、在宅支援やグループホームなどの整備促進等により、地域福祉サービスの充実を図った。</p> <p>平成25年に、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、また「障害者差別解消法」の公布や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者優先調達推進法」の施行などの法整備が行われ、本市でも平成27年3月に策定した「米子市障がい者支援プラン2015」にそって、身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図り、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現にむけ、取組を進めることとしている。今後も、障がいのある人を取り巻く環境を考えながら、障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者(児)が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができる社会の実現にむけ、障がい者(児)福祉施策を充実させていく必要がある。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 障がい者(児)福祉施策の充実	<p>【取組状況】</p> <p>◆障がいのある人が生活しやすい環境づくり…</p> <p>障がいに対する理解を深めるための啓発活動やボランティア活動として、障がいを知り、共に生きる「あいサポーター運動」を推進するため、地域や学校、職域などに職員が出向いて研修を行う「あいサポーター研修」を開催し、あいサポーターの普及・啓発活動に取り組んだ。そのほかにも理解促進研修・啓発事業として、地域支援セミナーを毎月1回開催し、障がいに対する理解を深めた。ボランティア養成の取組として、精神保健福祉ボランティア養成講座(年6回開催)や手話奉仕員養成講習会、点訳・朗読奉仕員養成研修講習会を開催した。また、地域活動支援センター運営事業では、市内6カ所の地域活動支援センターに対して支援を行い、創作活動や生産活動を行う機会を通じて、社会参加と地域交流の促進を図った。心身障がい者タクシー利用助成事業により、日常生活の利便と社会参加の拡大を図った。こころの広場(年12回開催)や福祉のつどい、米子市障がい者アート展の開催、全日本Challengedアケラスロン皆生大会などの福祉大会の開催経費に対して助成を行い、社会参加の拡大を図った。自動車運転免許取得助成事業及び身体障がい者自動車改造費助成事業により、障がい者の社会参加の促進を図った。</p> <p>情報・コミュニケーション支援として、意思疎通支援事業により、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保に努め、日常生活用具・補装具費支給事業や手帳外難聴児補聴器購入助成事業を実施した。また、点字・録音版広報作成事業により、点訳、音訳した広報等を発行し、必要な情報を提供した。</p> <p>障がいのある人に対する医療費助成としては、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を実施し、身体障がいの除去またはその程度の軽減を図り、県との協調事業である特別医療費助成制度による助成を行った。</p> <p>◆地域で支える体制の整備…</p> <p>相談・支援体制の整備としては、障がい者生活支援事業により、地域生活支援センター5カ所を設置し、障がいのある方や家族に対する総合的な支援や連絡調整等を行った。また、相談支援技能向上研修を行い、相談支援の充実を図った。身体・知的障害者相談員設置支援事業により、身体障害者相談員7名、知的障害者相談員3名を委嘱し、日常の相談に応じて、必要な援助や助言を行った。</p> <p>精神障がい者およびその家族等の相談・支援については、障がい者支援課に保健師3名を配置し、相談指導等を行った。</p> <p>米子市災害時要援護者避難支援プランにより、障がいのある方の災害時要援護者台帳への登録を推進するため、地域での出張受付などを行ったが、平成27年度末の登録者数は388人に留まった。</p> <p>また、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者支援課内に「米子市障がい者虐待防止センター」を設置するなど、障がい者の虐待防止の体制整備を図り、通報や相談などに対応した。</p> <p>就労促進に向けた支援としては、福祉の店運営費補助事業により、障がい者製作品の常設販売店(福祉の店)を設置し、授産活動の活性化に努めた。障害者優先調達推進法に基づき、平成25年度以降毎年度調達方針を策定し、市役所における障がい者就労施設などからの物品などの調達に努めたが、平成27年度の調達実績は6,842,733円に留まった。障がい者の就労促進を図るため、米子公共職業安定所や経済団体等と雇用・就業支援対策について、情報交換を行った。</p> <p>地域福祉サービスとして、米子市心身障害者福祉センターの施設運営や自主事業の実施を通じ、障がい者のための機能回復訓練や健康増進、交流の促進などに努め、心身障がい者の福祉の増進を図った。米子サン・アビリティーズの施設運営や自主事業の実施を通じ、障がい者のための機能回復訓練や健康増進、交流の促進などに努め、障がいのある勤労者の福祉の増進を図った。また、地域移行や地域定着を進めるため、在宅支援やグループホームなどの整備促進を図った。</p>

基本計画	
1 障がい者(児)福祉施策の充実	<p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年に、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、また「障害者差別解消法」の公布や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者優先調達推進法」の施行などの法整備が行われたことから、本市においても、障がいのある人を取り巻く環境を考えながら、障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者(児)が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができる社会の実現にむけ、障がい者(児)福祉施策を充実させていく必要がある。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があがったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいに対する理解を深めるための啓発活動やボランティア活動の推進</li> <li>○社会参加と地域交流の促進</li> <li>○情報・コミュニケーション支援等の充実</li> <li>○障がいのある人に対する医療費助成</li> <li>○身近な相談・支援体制の整備</li> <li>○就労促進に向けた支援の充実</li> <li>○地域福祉サービスの充実</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要援護者登録の推進 米子市災害時要援護者避難支援プランにより、平成24年1月から障がいのある方の災害時要援護者台帳への登録を推進するなど、支援体制の充実を図った。</li> <li>○障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、市役所における障がい者就労施設などからの物品などの調達や、民間事業者などに対し調達の啓発を推進した。</li> <li>○障がい者虐待防止施策の推進 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者支援課内に「米子市障がい者虐待防止センター」を設置するなど、障がい者の虐待防止の体制整備を図り、通報や相談などに対応した。</li> <li>○成年後見制度および権利擁護制度の活用促進 平成24年度から成年後見サポートセンター推進事業により、成年後見の必要な障がい者で親族等からの成年後見選任の申立を行う者のいない障がい者に対し、成年後見制度の利用の支援を行った。また、障がい者虐待防止への積極的な対応、障がい者が自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスの助言や支援などの地域福祉権利擁護など、権利擁護制度の促進が図られるよう支援を行った。</li> </ul>

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

### ④数値目標の進捗状況と総括

指標名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
障がい者が暮らしやすく、社会参加できる環境が整っていると感じる市民の割合[市民アンケートの結果]	19.7%	—	25.1%	—	—	—	25.0%	—
数値目標の総括								
<p>身近な相談支援体制の整備や障がい福祉サービスの提供、コミュニケーション支援等の生活支援を行うとともに、あいサポート研修やボランティア養成講座等を開催し、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行い、障がいのある人が暮らしやすく、社会参加しやすい環境づくりや地域で支える体制の整備を進めた。</p> <p>平成27年3月に策定した「米子市障がい者支援プラン2015」にそって、身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図り、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現にむけ、取組を進めることとしている。</p>								

## まちづくりの目標 1 『ひと』がいいき

まちづくりの  
基本方向

### 5 災害に強い地域づくり

市民の生命と財産を守り、被災者等の安全を確保するため、消防・防災体制の充実、大規模災害等に備えた防災対策や基盤整備、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化による地域防災力の向上などを総合的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

#### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、消防・防災体制の充実、防災対策や基盤整備、危機管理体制の充実などに取り組んだ。</p> <p>地域防災力の向上のため、消防団員の加入促進や自主防災組織の結成・育成を図った。今後は、消防団員の高齢化などによる世代交代の必要もあることから、さらに広報を充実させることにより、消防団員の確保に努めるとともに、引き続き、自主防災組織の結成率を向上させるための施策を検討する必要がある。</p> <p>防災対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者に対応した取組を実施した。また、津波ハザードマップを作成し全戸配布したほか、説明会を開催した。今後は、水防法の改正に伴い、国県管理河川の想定最大規模の洪水に対する減災対策を講じる必要がある。また、情報伝達網の整備としては、平成28年度から実施する防災行政無線の更新について、実施設計を行い、市内全域での住民説明会を開催した。民間住宅・建築物の耐震化を促進するため、「震災につよいまちづくり促進事業」を活用し、耐震診断、改修設計等を促進した。計画期間内の実施件数は、耐震診断55件、改修設計11件、改修工事 8件で、災害に強い地域づくりに一定の効果があつたと考える。しかし、改修設計や改修工事には相当の費用を要することなどから、当事業を活用した耐震診断の実施状況に比べ、耐震改修工事の実施までに至るものが少ないのが現状であり、耐震診断結果が良くなかった方などへ、引き続き粘り強く、補助制度の活用を含め、耐震化の案内を行うことが必要と考える。また、住宅のリフォームを機会に耐震工事を同時施工すると費用面からもより効率的で取り組みやすいため、リフォーム時に併せた耐震工事の実施を促進するほか、低コストの耐震改修工法等についても、専門業者や市民に情報提供していく。</p> <p>東日本大震災により明らかになった新たな危機に対応した原子力災害対策としては、地域防災計画の原子力災害対策編を全面修正するとともに、広域住民避難計画を策定し、住民説明会を開催した。また、原子力災害に係る避難訓練を平成24年度から継続的に実施、広域住民避難計画の実効性の向上を図った。平成27年度に「米子市原子力発電所環境安全対策協議会」を設置し、原子力発電所の安全対策等を把握するとともに、市民の安全の確保を図った。今後の取組としては、原子力災害に係る避難訓練の検証によりさらに広域住民避難計画の実効性の精度を上げていく必要がある。</p>	

#### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 消防・防災体制の充実	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防施設・設備・資機材等の整備・高度化</li> <li>◆総合消防力の向上…</li> </ul> <p>消防団員の加入促進については、米子市消防団員をモデルにしたオリジナル勧誘ポスターを作成し、各分団ごとの地域に掲示するとともに、ケーブルテレビと連携して自主制作番組を放映したことにより、入団の問い合わせが増加した。また、消防団PR活動の一環で、ガイナール鳥取と米子市消防団の連携により、消防団スペシャルマッチ等を開催するなどして、女性や若者をはじめとして幅広く消防団活動への理解を深め、消防団への入団促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防水利の充実…</li> </ul> <p>耐震防火水槽の整備については、消防水利の基準を満たしているか否かの点検も必要であるが、限りある予算で通常の消火栓等を整備中であること、また震災時等に活用できる河川・用水路等の自然水利が確保できることなどから、多額の耐震防火水槽の整備にまでは至らなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域防災対策の強化…</li> </ul> <p>自主防災組織等の育成強化について、結成率は目標値を上回った。毎年着実に結成は進んでおり、既設組織に対しても補助金交付等による育成強化に努めた。また、防災訓練や講習会に際しては地域住民への助言や指導を行うなど、地域防災力の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国・県等との連携強化…</li> </ul> <p>毎年、国をはじめ県内外の自治体、各種の団体等と災害時の応援協定を締結し、災害時の支援に係る連携を強化した。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>総合防災力の向上としては、自主防災組織の結成率をさらに向上させるため、補助金制度など施策の充実を検討する。また、消防団への加入では20歳前後の学生の入団者が見られはじめたことなど、各種広報施策の効果が表れてきた反面、高齢団員の退団の増加もあり、目標値をわずかに上回ったものの、高齢団員の退団を食い止める必要がある。時代に即した若手団員の勧誘広報と高齢団員の負担軽減を図った消防団組織の運用を検討する。平成28年4月に発生した熊本地震を教訓に、災害に強い地域づくりのため、引き続き、防災体制の充実に向けた事業を実施する。</p> <p>耐震防火水槽の整備については、常備消防と連携を図りながら、有効な整備を検討する。</p>



基本計画	
2 防災対策の強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>防災対策の総合的・計画的な推進…</b>  平成22年から平成23年にかけての年末年始の豪雪災害の教訓を踏まえ、米子市豪雪対応マニュアルを策定した。</p> <p>◆<b>震災等防災対策の充実…</b>  福祉避難所(13施設)を指定するなど、要配慮者に対応した取組を実施した。引き続き、要配慮者の対策に取り組む。  大地震が起こった際の建築物の倒壊等による被害の軽減を目的として、住宅・建築物の耐震化率向上を図るため、耐震診断および耐震改修を行う所有者に対し、費用の一部を助成する「米子市震災につよいまちづくり促進事業」を実施した。また、平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の義務化対象となった要緊急安全確認大規模建築物については、市内全ての対象建築物が診断を終え、報告を受けている。</p> <p>◆<b>災害に強い基盤整備…</b>  東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策として津波ハザードマップを作成し、全戸に配布するとともに、市内全域にわたり説明会を開催した。また、市内約400か所に海抜表示板の設置を行い、市民への意識付けを強化した。  避難所における良好な環境を確保するため、プライバシーを確保するテントや間仕切り、更衣室などを整備した。</p> <p>◆<b>情報伝達網の整備…</b>  防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルの電話で聞き直すことができる「緊急放送テレホンサービス」を導入した。防災行政無線更新整備事業として、基本設計と実施設計を行い、平成28年度から5年間で全市を整備するデジタル化更新計画を策定し、市内全域にわたり住民説明会を開催した。</p> <p>【今後の方向性】  震災等防災対策として、水防法の改正により、想定し得る最大規模の洪水等への対策を推進することとなったため、国や県管理河川等について、各種の減災対策を実施する。  また、住宅・建築物の耐震化率の向上を図るうえで、建て替えとともに、耐震改修の実施は大変重要な要素である。現在、「米子市震災につよいまちづくり促進事業」における実績からみると、耐震診断の実施が直接耐震改修工事に結びついていない状況となっており、耐震診断結果が良くなかった建物の耐震改修の実施が課題となっている。診断結果が良くなかった建物所有者への補助制度の活用を含めた耐震化の粘り強い案内が必要である。また、事業のアピール方法についても、市民を対象に広報を行うことと併せて、実際に工事を実施する建設業者等へも広報活動を行い協力を呼びかけていくことも必要である。  災害に強い基盤整備として、巨大地震による膨大な家屋の被害量を減少させるために、民間住宅・建築物の耐震化の向上を図るための各種の施策を実施する。</p>
3 新たな危機への対応の強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>原子力災害対策の推進…</b>  東日本大震災における福島原子力発電所の事故を受け、地域防災計画の原子力災害対策編の全面修正を行うとともに広域住民避難計画を策定し、必要な修正を行った。また、広域住民避難計画を周知するため、UPZ圏内の地区を中心に住民説明会を実施した。さらに、関係機関と住民参加による避難訓練を平成24年度以降毎年実施してきており、バス、JR、船舶、航空機など多様な避難手段の確保による機動力の向上など、広域住民避難計画の実効性の確保を図った。  島根原発の稼働により周辺環境に及ぼす影響、原子力発電所の安全対策等を把握することにより、市民の安全および健康の確保に資するため、平成27年度に米子市原子力発電所環境安全対策協議会を設置し、原子力安全対策に係る協議会を開催した。</p> <p>◆<b>国民保護推進体制の整備</b>  ◆<b>不測の事態に備えた危機管理対策の強化</b></p> <p>【今後の方向性】  原子力災害対策の推進のため中国電力と締結している安全協定については、立地自治体と同等な内容への改定協議を行ってきているが、改定に至っていないため、引き続き改定を求めていくこととする。また、避難訓練の結果を踏まえた広域住民避難計画の実効性の確保とともに、計画について、市民への周知を図っていく。  一方、島根原子力発電所1号機の廃炉措置は決定したが、今後は2号機の再稼働や3号機の運転が想定されるため、地域の安全を第一に考え適切な判断を行っていく。  不測の事態に備えた危機管理対策として、ミサイル攻撃等不測の事態を想定した危機管理体制や情報収集・連絡体制の充実強化を図る。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があがったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防施設・設備の整備・充実</li> <li>○地域の災害リスクに基づいた消防施設、消防資機材の整備・充実</li> <li>○消防団員の確保等による活性化の推進</li> <li>○各種教育、訓練等による消防団員の資質の向上</li> <li>○消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、消防資機材等の整備</li> <li>○自主防災組織、地域住民への助言・指導の推進</li> <li>○広報活動の充実と消防団員の地域活動の推進</li> <li>○上水道消火栓の増設・改修</li> <li>○防災活動の総合的・計画的な推進</li> <li>○自主防災組織等の育成強化</li> <li>○防災意識の高揚</li> <li>○住宅用火災警報器の設置推進</li> <li>○大規模災害時等の国・県及び他自治体との相互応援体制の確立</li> <li>○地域防災計画(震災対策・雪害対策)の見直しと強化</li> <li>○各種防災訓練の実施</li> <li>○災害時要援護者避難支援の推進</li> <li>○民間住宅・建築物の耐震化に対する助成制度の整備</li> <li>○風水害等対応の充実</li> <li>○備蓄資材等の整備</li> <li>○危険地域の把握及び整備</li> <li>○防災マップの見直し</li> <li>○避難所等の整備と耐震化の促進</li> <li>○災害時要援護者への情報伝達体制の確立</li> <li>○防災無線放送施設等の整備及び更新</li> <li>○地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しと強化</li> <li>○市民への迅速で的確な情報提供</li> <li>○安全協定の締結による防災対策の推進</li> <li>○有事の際の行動等の啓発</li> <li>○生活物資等の資機材の整備</li> <li>○不測の事態が発生した場合の行動啓発、情報収集、連絡体制の整備</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	○耐震性防火水槽の整備
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	

### ④数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

指標名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
自主防災組織の結成率	35%	38%	45%	51%	53%	54%	50%	A
消防団員数	516人	525人	517人	512人	512人	517人	530人	C
公共避難施設(昭和56年以前に建築)の耐震調査実施率	93%	93%	93%	93%	97%	98%	100%	C

#### 数値目標の総括

#### ●「自主防災組織の結成率」

積極的に地域に出向き、防災研修や座談会等を通じて自主防災組織結成の呼びかけを行った。既存の組織に対しては、地域の実情に応じたアドバイスを行うなど、活動に関する支援を行った。

#### ●「消防団員数」

団員数が伸び悩んでいるため、自治会への関わりや自主防災組織との連携を進めることによって市民の消防団に対する重要性の認識を高めたり、女性分団員の地域での防火教室の実施や救命救急活動を推進することによって、消防団活動全体の認知度および信頼性の向上を図るなど、地域ごとに効果的な勧誘方法を検討する必要がある。

#### ●「公共避難施設(昭和56年以前に建築)の耐震調査実施率」

各施設担当課において、順次実施していく。

(現在の進捗状況60/61)

平成27年度末で未実施の施設は、淀江老人福祉センターのみ。

## まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

まちづくりの  
基本方向

### 6 安全に暮らせる地域環境づくり

日常生活における日々の安全と安心を確保するため、犯罪や交通事故のない環境づくりに向けた、市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、地域住民や関係機関等との連携により、それぞれの地域に根ざした防犯対策や交通安全対策の推進に努めるほか、健全で豊かな消費生活を送るため、情報提供や相談業務等を通じて、自立した消費者の育成に努めます。

#### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>日常生活における日々の安全と安心を確保するため、防犯対策や交通安全対策の推進、健全で豊かな生活のための自立した消費者の育成に取り組んだ。</p> <p>防犯対策の推進については、地域の実情に合った防犯灯を設置するための補助制度を啓発するとともに、経費面・環境面の観点からLED化を促進した。米子地区防犯協議会との情報交換により、地域防犯組織と連携して防犯対策を図った。今後の取組として、地域によっては、防犯灯の設置が進まないところもあるため、補助制度等を広報することで、地域防犯の観点から更なる普及を図る必要がある。</p> <p>交通安全対策の推進としては、交通安全に係る啓発・広報活動を通じ、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の減少につながった。また、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設整備や歩道のバリアフリー化を進め、交通環境の整備に取り組んだ。</p> <p>特に、教育委員会や学校とも連携し、公安委員会とともに、通学児童・生徒の安全確保のため、速度規制・速度抑制等を伴うゾーン30による交通安全対策を啓成小学校、就将小学校周辺の通学路を対象に実施した。様々な安全対策を実施しているものの、平成27年度においては歩行者の転落事故等も発生しており、今後も、危険箇所の十分な把握と、それに対する適切な対応が必要となる。また、道路照明灯については、エネルギー問題やコスト面からも、蛍光灯からLEDへの交換が求められている。平成28年度には、鳥取県と合同で、本市としては初めての夜間パトロールを実施し、夜間の危険箇所や不具合箇所の把握に努めている。今後も、教育委員会や公安委員会とも連携し、かつ、様々な手法で危険箇所等の把握に努め、適切な対応を行うことにより、交通安全対策の推進、安全に暮らせる地域環境づくりを目指すとともに、関係機関との連携を図りながら、より効果的な交通安全に関する広報を推進していく。</p> <p>消費者の権利尊重と自立支援の取組として、出前講座や消費生活セミナー等を開催し、消費生活に関する知識の普及や消費者被害防止の啓発を行うとともに、中学3年生や新成人に、ケータイトラブルや金銭トラブルに関するパンフレット等を配布し注意喚起を行った。</p> <p>また、専門の消費生活相談員は、国民生活センター等での研修に参加するなど相談体制を強化しながら、消費生活に関する相談に的確に対応し、消費者被害の救済に努めてきた。市民生活においては様々な相談があり、今後も解決に向けた適切なアドバイスや専門機関の紹介など相談事案の解決を目指す取組が求められる。また、消費生活審議会における意見も参考にして、自立した消費生活を送ることができるよう施策を検討していく。</p>	

#### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 防犯対策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成… 米子地区防犯協議会と情報交換を活発にすることで、米子市関係機関および防犯関係機関との連携をスムーズに行うことができた。米子警察署事務局(米子地区防犯協議会)および市役所関係課との情報交換を図り、適時、特殊詐欺等に関し防災無線放送での注意喚起やホームページへの掲載を行い、被害防止に努めた。</p> <p>◆防犯施設の整備… 防犯灯の設置については、補助金の交付のみならず、自治会と連携し、設置場所を実際に検証するなどしてLED化を促すことで、防犯環境の整備が図られた。申請があれば速やかに補助金を交付するなどして、平成23年に米子市防犯灯補助金事業を施行以来、LED化率が約64%になるなど、防犯灯のLED化を促進してきた施策の効果が表れている。</p> <p>◆暴力行為の追放… 交通安全運動広報の際など米子警察署と連携してあらゆる機会を通じ、暴力追放の広報を行った。</p> <p>【今後の方向性】 自治会が設置・管理する防犯灯に対する経費の助成については、地域の実情に応じ、防犯灯の設置が進まない自治会もあり、問題点の解消と真に必要な防犯灯の設置に向けたアドバイスをしていく必要がある。また、省エネルギー・防犯効果を高めるLED灯の促進を図るため、LED灯の新設・切替えに対する補助金の引き上げ等の検討を行う。</p>
2 交通安全対策の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆交通安全教育と啓発活動の推進… 米子市内に活動拠点を置くアーティスト(藤本たから)を「米子市交通安全大使」に、落語家(桂小文吾)を「よなご地域安全安心大使」に委嘱したことで、米子市が主催する交通安全イベントへの積極参加や、各大使が出演するステージ等で交通安全の呼びかけを行うなど、多くの機会を通じて、幅広い階層の市民に交通安全を呼びかけることができた。</p> <p>◆交通安全施設の整備… 市民の安全・安心を確保するため、交通安全施設新設および補修、歩道のバリアフリー化をすることにより、適切な施設(市道)の管理に取り組んできた。</p>

基本計画	
2 交通安全対策の推進	<p>【今後の方向性】</p> <p>交通安全教育と啓発活動については、交通安全関係機関との連携はもとより、現在委嘱している大使と良好な協力関係を維持するとともに、熱意ある様々な分野の方々の協力を得て、幅広く広報活動を実施することが、より効果的な広報につながると考える。</p> <p>交通安全施設については、引き続き市民の安全・安心を確保するため、施設新設および補修、適切な施設(市道)の管理に取り組んでいくことが必要であり、通学路の安全・安心を確保するため、教育委員会、公安委員会とも連携して、交通安全対策を図る必要がある。また、道路照明灯の省エネルギー化、灯具の交換の頻度を減らすため、照明を蛍光灯からLEDに変更していく必要がある。</p>
3 消費者の権利尊重と自立支援	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>主体性のある消費者の育成</b>…</p> <p>公民館や老人会等において、自治会や地域包括支援センター等と連携して、出前講座や消費生活セミナー等を開催し、消費生活に関する知識の普及や消費者被害防止の啓発を行うとともに、中学校3年生や新成人にケータイトラブルや金銭トラブルに関するパンフレット等を配布し、注意喚起を行った。また、消費者教育用DVDの貸出、米子市立図書館内への消費生活関連書籍の配置など、幅広い世代に対して効果的に消費者啓発・教育を行い、消費者の自立支援を図った。</p> <p>◆<b>消費者トラブルへの対応と消費者被害の救済</b>…</p> <p>消費生活相談員を国民生活センター等での専門研修に参加させるなど、相談体制を強化しながら消費生活に関する相談に的確に対応し、消費者被害の救済に努めた。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があがったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防犯組織の育成と連携・協力</li> <li>○地域や学校、家庭に対するホームページ、メール等による犯罪関連情報の提供と防犯意識啓発の促進</li> <li>○自治会が設置・管理する防犯灯に対する経費の助成</li> <li>○暴力追放運動の推進</li> <li>○年次的な米子市交通安全計画の策定</li> <li>○交通安全運動の推進</li> <li>○各年齢段階や交通社会への関わり方に応じた段階的・体系的な交通安全教育の推進</li> <li>○交通安全に関する普及啓発活動の推進</li> <li>○交通安全を推進する民間団体等の主体的活動の促進と連携協力</li> <li>○歩道の新設・拡張、障害物・段差の除去</li> <li>○交通信号機、横断歩道、道路照明、ガードレール、カーブミラーなどの整備、交差点の改良促進</li> <li>○効果的な交通規制の実施</li> <li>○消費生活に関する知識の普及と情報提供など消費者に対する啓発活動の推進</li> <li>○消費者教育の充実</li> <li>○消費者団体の育成、支援</li> <li>○消費生活相談体制の充実・強化</li> <li>○地域における関係団体との連携の推進</li> <li>○年齢その他の特性に配慮した消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止への取組み</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取組むことになった施策・事業等	

### ④数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)  
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

指標名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
交通事故発生件数	539件	514件	427件	445件	389件	343件	512件	A

#### 数値目標の総括

交通安全の環境づくりにむけた取組については、全体的には概ね計画どおり順調に進捗したといえる。

交通安全対策は、「くるま社会」の進展、高齢化社会の進行、経済活動の活発化など、道路交通を取り巻く情勢の変化が進む現代において強力に推進する必要があるため、今後も啓発活動および広報活動を継続的に実施し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることによって、さらなる交通事故の減少につなげていく必要がある。

## まちづくりの目標 1『ひと』がいきいき

まちづくりの  
基本方向

### 7 みんなで支えあう安心の地域づくり

高齢化、核家族化が進行するなか、住みなれた地域で、だれもが尊厳をもち、安心していきいきと暮らすことができるよう、支援を必要とする人を地域社会全体で支え合う地域福祉の取組みを推進するとともに、それぞれの地域の課題を、そこに住む人たちが、互いに連携を図りながら、自ら解決していきけるまちづくりに対し、適切な支援を行うことにより、市民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた地域コミュニティづくりに努めます。

#### ①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>住みなれた地域で、だれもが尊厳をもち、安心していきいき暮らすことができるよう、地域福祉の推進、市民自治活動による地域コミュニティづくりに取り組んだ。</p> <p>地域福祉活動の促進については、米子市地域福祉計画に基づき行っており、この計画において重点項目に設定した「地区版地域福祉計画策定の推進」と「住民の支え合いマップづくりの普及」に取り組んだが、十分な成果を得るに至らなかった。また、地域福祉活動団体等の育成・支援等については、実効性のある育成・支援につながらなかった面があり、市としてこの分野の専門性を高めていくことが必要である。今後は地域福祉の考え方を十分に啓発し、地域が主体となって計画策定等を実施できる体制を構築し、地域福祉活動の促進に取り組んでいく。</p> <p>市民自治活動の推進については、米子市自治連合会と協力して、自治会への加入促進活動等を通じて市民自治意識の高揚を図った。また、平成24年6月、米子市市民自治基本条例を施行し、その趣旨の啓発を図るとともに、具体的なまちづくり活動の手法として、市内2地区で地域づくりモデル事業に取り組んだ。活動促進のための環境整備を進め、自治会から要望のあった集会所、放送設備などの整備への助成、地域コミュニティの拠点施設としての公民館施設等の整備・充実に今後とも努めていく。また、ボランティアセンターを運営することにより、ボランティア団体、NPO法人等の育成、支援を行った。</p> <p>近年、市民ニーズの多様化等により自治会への加入率の低下等が進んでいる状況にあり、加入促進策の実施など、地域コミュニティづくりの主体である自治会の基盤強化を図る必要がある。また、地域づくりモデル事業に取り組んだ2地区において明らかに市民自治意識の高揚が見られたことから、他の地域にも、この取組を広げていくなど、地域自治組織などが地域づくりを实践するなかで、地域の自治意識を高め、市民自治活動を促進する活動の支援や環境の整備を進めていく必要がある。</p>	

#### ②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 地域福祉活動の 促進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>地域における福祉活動の組織化・活性化…</b> 第2期米子市地域福祉計画に基づき地域福祉の推進に当たっており、この計画において重点項目に設定した「地区版地域福祉計画策定の推進」と「住民の支え合いマップづくりの普及」に取り組んだが、十分な成果は得られなかった。 地区版地域福祉活動計画の策定地区数の目標を全ての地区(27地区)としていたが、新たに策定した地区を含め計7地区にとどまった。</p> <p>◆<b>住民意識の高揚</b></p> <p>◆<b>福祉団体等の育成・支援…</b> 地域活動団体等の育成・支援等については、行政側の専門性の向上等が思うように図られなかったことから、実効性が乏しかった。</p> <p>【今後の方向性】 地域福祉の考え方を十分に啓発し、地域が主体となって計画策定等を実施できる体制を構築する。</p>
2 市民自治活動の 促進	<p>【取組状況】</p> <p>◆<b>市民自治意識の高揚…</b> 市民自治意識の高揚のため、米子市自治連合会と協力し、自治会の運営方法や自治会への加入促進活動を通じて意識付けを図った。また、平成24年6月より米子市市民自治基本条例を施行し、条例啓発のための具体的なまちづくり活動の手法として地域づくりモデル事業に取り組み、2地区で実践した。</p> <p>◆<b>市民自治活動促進のための環境整備…</b> 単位自治会や地区連合会からの要望に基づき、集会所の建築や修繕、放送設備などの一般コミュニティ、スポーツ広場等の整備について、毎年計画的に助成を行っている。 また、市民の主体的・自主的な活動拠点として利便性が向上するよう、多目的トイレの整備をはじめとする公民館施設・設備の改修を行った。</p> <p>◆<b>市民自治活動組織の活動支援…</b> ボランティアセンターの運営により、多くの登録ボランティア団体、NPO法人がセンターを活用しており、市民自治活動組織の支援につながっているところである。</p> <p>【今後の方向性】 自治会への加入率の低下等が進んでおり、対策等を考えていく必要がある。 地域づくりモデル事業については、2地区で取り組み、明らかに住民意識の向上が見られたものの、他地区に広がりを見せていないことから、今後この事例を紹介するなど取組を進める必要がある。</p>

### ③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があげられたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に関する情報の提供</li> <li>○米子市社会福祉協議会の活動支援</li> <li>○地域社会への参加意識高揚のための啓発活動の推進</li> <li>○地域における市民自治活動の推進</li> <li>○住民自治基本条例の制定</li> <li>○公民館などの活動拠点施設の充実</li> <li>○学校などの公共施設の利用促進</li> <li>○地区集会所やスポーツ広場整備の助成</li> <li>○自治会活動の支援と連携・協力</li> <li>○ボランティア団体、NPO団体の活動支援</li> <li>○リーダーの育成</li> </ul>
施策を実施したが、十分な成果があげられなかったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区版地域福祉活動計画策定の推進</li> <li>○住民の支え合いマップづくりの普及</li> <li>○地域福祉に関する啓発活動の推進</li> <li>○地域福祉活動団体の育成・支援</li> <li>○ボランティア団体の育成・支援</li> <li>○地域福祉活動やボランティア団体に関する広報・啓発</li> </ul>
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	